

○少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱の制定について

(平成 29 年 12 月 25 日付け例規香少年第 209 号)

少年警察補導員功労者表彰及び少年警察補導功労団体表彰については、「少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱の制定について」(平成 19 年 3 月 6 日付け例規香少年第 38 号。以下「旧例規」という。)に基づき実施しているところであるが、旧例規の保存期間満了に伴い、少年補導功労者表彰の授与数その他所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱」を定め、平成 30 年 1 月 1 日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、多年にわたり少年の非行防止及び健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に多大の功労があったと認められる個人又は団体に対して、本部長及び香川県少年警察補導員連絡協議会会長（以下「県会長」という。）が連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類、数等

1 表彰の種類及び授与数

- (1) 少年補導功労者表彰 毎年10人以内
- (2) 少年補導功労団体表彰 毎年1団体以内

2 表彰の方法

- (1) 表彰は、賞状を授与して行うものとする。
- (2) 表彰は、(1)の賞状に併せて記念品その他の副賞を付して行うことができる。

第3 表彰の対象

1 少年補導功労者表彰

多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に多大な功労があったと認められる少年警察補導員で、次の基準を満たすもの

- (1) 少年警察補導員に委嘱されてから5年以上在任している者
- (2) 他の少年警察補導員の模範となると認められる者

2 少年補導功労団体表彰

多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に多大な功労があったと認められる少年警察補導員で構成する団体で、次の基準を満たすもの

- (1) 結成後5年以上経過している団体
- (2) 少年警察補導員で構成する他の団体の模範となると認められる団体

第4 署における選考及び上申

署長は、それぞれの地区少年警察補導員連絡協議会の会長と協議の上、第3に定める表彰の対象に該当する個人及び団体のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、少年補導功労者表彰候補者及び少年補導功労団体表彰候補団体を選考し、別記様式第1号の少年補導功労者表彰候補者上申書及び別記様式第2号の少年補導功労団体表彰候補団体上申書により、少年課長を経由して本部長に上申すること。

第5 受賞者及び受賞団体の決定

本部長は、第4の規定により上申があった個人及び団体のうちから真に表彰に値すると認められるものを選考し、県会長と協議の上、受賞者及び受賞団体に決定する。

第6 表彰の実施

- 1 表彰は、原則として香川県少年警察補導員連絡協議会の定例会において行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。
- 2 少年補導功労者表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、生前の日に遡って表彰する。

(別記様式 省略)